

口座をひらく方も、口座をお持ちの方も

マイナンバーの届出にご協力ください

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

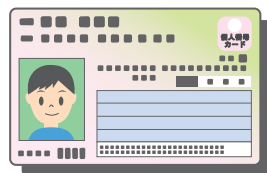
内閣府

金融庁
Financial Services Agency

個人のお客さま

マイナンバーを届出いただく際に必要となる書類

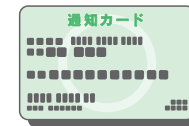
マイナンバーカード



もしくは

通知カード※1

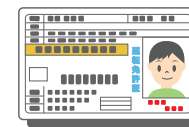
住民票の写し
(マイナンバーあり)



または
+



運転免許証などの本人確認書類※2



※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。

※2 顔写真付きのもの(運転免許証、在留カードなど)であれば1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票、年金手帳など)であれば2点。

法人のお客さま

法人番号を届出いただく際に必要となる書類※3

国税庁 法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの



または

法人番号 指定通知書



登記事項証明書などの法人確認書類※4



※3 告知または各金融機関所定の告知書の提出をすれば、確認書類が不要となる場合があります。詳しくはお取引先の信用金庫にお問い合わせください。

※4 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

ご存じですか？
2020年5月25日以降
マイナンバーの通知方法
などが変わります。

これまでマイナンバーは、市区町村役場から「通知カード」により通知されてきましたが、法令の改正により、2020年5月25日以降は、「個人番号通知書」により通知されることとなりました。個人番号通知書は、通知カードのようにマイナンバーを届け出る際のマイナンバー証明書類として利用することはできませんのでご注意ください。





不正な勧誘や 個人情報の取得に ご注意ください!



信用金庫職員が、
お客さまのマイナンバー管理不備などを指摘して、
金銭を要求することはありません。

実際に被害に遭った事例

事例 1 市役所の職員を名取る者が訪問し、「市役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料名目にお金をだまし取られた。

事例 2 サラリーマン風の男が訪問し、「マイナンバーの封筒が来ていますか」「手続には相当時間がかかるから代行します」「代行の手数料としてお金が必要」と言われ、マイナンバー手続代行手数料の名目でお金をだまし取られた。

不審な電話などがありましたら

☎ 消費者ホットライン
(局番なし 188番)

☎ 警察相談専用電話
(局番なし #9110番)

またはお取引のある信用金庫にお電話ください。

マイナンバー制度について詳しくはこちら

● ウェブサイト

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>

マイナンバー 検索



● マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ **0120-95-0178** (無料)

信用金庫とのお取引に係るご質問については、
お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



信用金庫は、法令にもとづき、マイナンバーを厳格に管理します。



Q1

なんで信用金庫にマイナンバー
を届け出る必要があるの?

法令により、信用金庫には、**預貯金口座をマイナンバーと紐付けて管理する義務が課せられています。**このため、信用金庫からお客さまに対し、マイナンバーの届出のご協力を願っています。



Q2

信用金庫はどんなことに
マイナンバーを使うの?

信用金庫が万が一破たんしたときに**預貯金の円滑な払い戻しを行うために**利用したり、これまでも行われてきた**行政機関などの税務調査や生活保護などの資産調査への回答を行うため**などに利用します。



Q3

マイナンバーを届け出ると
行政機関などに資産を
知られてしまうの?

マイナンバーの届出をきっかけに、信用金庫が行政機関などに**預貯金残高などをお知らせすることはありません。**



マイナンバーは国民の一人ひとりに割り当てられ、
社会保障・税・災害対策の行政手続で、利用されます。

Q4

預貯金口座をひらくときに
マイナンバーを届け出ないと
いけないの?

後日のお届けでも構いません。
ただし、マル優・マル特のお取引やNISA口座、
特定口座の開設、投資信託のお取引などは、
マイナンバーがないとお取引できない場合があります。
詳しくは、お取引のある信用金庫にお問い合わせください。



Q5

すでに信用金庫にマイナンバー
を届け出ているけど、
改めて届け出る必要があるの?

投資信託などのお取引でマイナンバーを届出いただいたお客さまであれば、**改めてマイナンバーをお届けいただく必要はありません***。
ただし、以下のお取引時には、改めてマイナンバー確認書類の届出をお願いすることがあります。
・投資信託などの住所変更
・法人定期預金 など



※ 信用金庫が法令にもとづいて、マイナンバーを預貯金にも利用できるよう利用目的を変更するため、基本的に、再度の届出は不要です。

※ 本リーフレットは、2020年5月時点の情報にもとづいて作成しています。